

I 第2次改定に当たって

1 改定の趣旨

本県では、県が進める人権施策の基本的な考え方や県の人権施策の推進方向を示した「埼玉県人権施策推進指針」（以下「人権指針」という。）を平成14年3月に策定し、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現を目指して、各種の人権施策に取り組んできた。

平成24年3月には、インターネット上での名誉棄損、北朝鮮当局による拉致問題、災害時における人権への配慮といった新たな人権課題へ対応するため、人権指針の第1次改定を行った。

県教育委員会では、この人権指針の教育の分野に基づき、学校、家庭、地域社会を通じて、児童生徒をはじめ広く県民に人権尊重の精神を培う人権教育を推進するため、平成15年3月に「埼玉県人権教育推進プラン」を、平成25年2月には、これを改定した「埼玉県人権教育実施方針」（以下「実施方針」という。）を策定し、人権教育の推進に取り組んできた。

しかし、女性、子供、高齢者等に対する虐待相談は依然増加傾向にあり、また、スマートフォンの急速な普及により、ソーシャルネットワーキングサービス*（SNS）による人権侵害やLGBTQ*の人権問題など、人権を取り巻く情勢は、ますます複雑化・多様化している。このような状況を受け、人権に関する様々な法律や条例が制定・施行されるなど、個別の人権問題の解決に向けた法整備も進んでいる。

このたび、県では、第1次改定人権指針の目標年次を迎えたことから、これまでの取組の成果等を踏まえるとともに、第1次改定後に制定された法令や計画との整合を図り、さらに新たな人権課題へも的確に対応するため、人権指針の第2次改定を行った。

県教育委員会においても、この人権指針の第2次改定を踏まえるとともに、学習指導要領*の改訂をはじめとする学校教育における変化との整合を図り、「性的指向*・性自認*」などの新たな人権課題に対応するため、実施方針の第2次改定を行うこととした。

改定した実施方針は、人権教育が長期的視点に立ち継続的に取り組んでいくべきものであることから、令和4年度から概ね10年間を見通して策定したものである。

なお、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

2 実施方針の性格

- (1) 人権指針のうち、県教育委員会、市町村教育委員会、学校等が取り組むべき人権教育の施策や人権教育実施の方向性を示すものである。
- (2) 埼玉県教育振興基本計画*を踏まえたものである。